

紀美野町第4回定例会会議録
令和5年12月12日（火曜日）

○議事日程（第4号）

令和5年12月12日（火）午前9時00分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第68号 紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 3 議案第69号 紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第74号 紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第75号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第76号 紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第77号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第78号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 第 9 議案第79号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第80号 指定管理者の指定について
- 第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第14 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第15 議案第83号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について
- 第16 議案第92号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について
- 第17 議案第84号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第85号 令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第86号 令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第87号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

について

- 第 2 1 議案第 8 8 号 令和 5 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正
予算（第 2 号）について
- 第 2 2 議案第 8 9 号 令和 5 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2
号）について
- 第 2 3 議案第 9 0 号 令和 5 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第 3
号）について
- 第 2 4 議案第 9 1 号 令和 5 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
について
- 第 2 5 発議第 3 号 現行の健康保険証を存続させることを求める意見書案について
- 第 2 6 発議第 4 号 带状疱疹ワクチンの助成を求める意見書案について
- 第 2 7 議員派遣の件について
- 第 2 8 閉会中の継続調査の申し出について
(総務文教常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会運営委員会)
(議会活性化特別委員会)
(議会広報特別委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 8 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏名
1 番	徳田拓嗣
2 番	中原和也
3 番	桐山尚己
4 番	藤井基彰

5番 上 柏 皖 亮
6番 埴 谷 高 夫
7番 七良浴 光
8番 北 道 勝 彦
9番 向井中 洋 二
10番 伊 都 堅 仁
11番 美 濃 良 和
12番 美 野 勝 男

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町	長 小 川 裕 康
副 町	長 細 峪 康 則
教 育	長 東 中 啓 吉
消 防	長 家 本 宏
総 務 課	長 坂 詳 吾
企 画 管 財 課	長 中 前 貴 康
住 民 課	長 東 浦 功 三
税 務 課	長 坂 昌 美
保 健 福 祉 課	長 森 谷 善 彦
産 業 課	長 吉 見 將 人
建 設 課	長 米 田 和 弘
教 育 次	長 曲 里 充 司
会 計 管 理 者	太 田 具 文
水 道 課	長 長 生 正 信
ま ち づ くり 課	長 湯 上 増 巳
美 里 支 所 長	(湯 上 増 巳)

代 表 監 査 委 員 菊 本 邦 夫
農 業 委 員 会 事 務 局 長 (吉 見 將 人)

○欠席したもの

農 業 委 員 会 会 長 宮 西 幸 次

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） 本日、議員提出議案として、発議第3号及び第4号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明の後、審議、採決を行うことになりましたので報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第1、一般質問を行います。

質問者の相手が農業委員会会長とありますが、代わって委任を受けた農業委員会事務局長が答弁することになりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、6日の一般質問における延会前の埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） それでは、答弁にお答えさせていただきます。

前回の開会の会議の一般質問におきまして、延期となりましたことに対しまして、申し訳ございませんでした。

それで、パネルの大きさ、最終的にどのパネルを使用するかという御質問でございましたが、事業者を確認したところ、長辺2,111ミリメートルのパネルではなく、農業委員会に申請している2,384ミリメートルの長辺のパネルを設置するというものでございました。

架台につきましても、2,384ミリメートルのパネルを架台として設置するものとして、農業委員会には申請しているとのことでございます。添付していた架台の構造図面についてお聞きし、調べてもらったところ、図面が間違っていたとのことでございました。

農業委員会には、提出した際に、農業委員会の担当者から聞かれたことには、農作業の高さが2メートル以上確保できることや、架台を支える柱の間隔が十分で、農作業に

支障を来さないことを説明しているとのことでございました。これらにつきましては、農業委員会では、農地が守られ、農作業が可能かどうかを判断するため、申請のときに確認してございます。

農業委員会としましては、添付図面は間違っておりますが、一時転用面積等について現時点での変更がないことや、架台の高さ、柱の間隔から農作業が可能であることについて、審査時点と変更はございませんが、添付書類の補正をお願いしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 申し訳ございません。訂正でございます。

以前12月6日に、合意書がないという答弁をさせていただいてございましたが、実際には農地転用の申請、公開、公表、開示請求のあった農地転用の申請ではなく、農地法3条の地上権の設定の申請書のほうに合意の内容が記載されてございましたので、発言について訂正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前9時04分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時05分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 埴谷議員からの御質問の中で、条例に基づく届出の中にあった2,111ミリのパネルということについても、私どものほうで確認をいたしました。農業委員会と同様、実際使用するものは、2,384ミリのトリナソーラー製のパネルを使用するという回答を得ております。それについて、強度計算書等2,111ミリのものでも計算をされておったことに対して、こちらのほうからも指導いたしました。再度、強度計算をし、提出するよう強く指導しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 出し直してそれで済むわけですか。ちょっとごめんなさい、失礼やね、笑ったらね。しかし、あまりにも滑稽な答弁で、そんなん通用しませんよ。今まで、何してきたんですか。小さいほうで、もう小さいほうとしましょうね。2111が小さい。小さいほうで今までエレフットも引き抜きもやってきたんですよ。それで、架台が大丈夫、これで設置して大丈夫ということと言ってきたんでしょ。それが違いましたっていうんでしょ。農業委員会何ですか、上が、パネルが大きくなって、モジュールが大きくなって、そして、土台がもたないかも分からんでしょ。土台が変わってくる。土台のポールも変わってくるかも分からんでしょ。そういうの出てないじゃないですか。そういうの出てないのに、認可したんですよ。それなのに、出し直したら大丈夫ですって、そんなんですみますか。住民課もそんなんを通らないでしょ。今まで何をしてきたんですか。

私は、今までの質問で、小さいほうの架台だと思って質問してきたんですよ。それに答えてくれたでしょ。誠実ではないけれども、私、不満だったけれども。しかし、一応業者がやったんで、あれは業者の責任でやったんですと。業者の責任でやったのが、けしからん話で間違いでしょ。なってないんですよ、あの報告書自体が、検査報告書自体が、地盤調査が全然なっていないにもかかわらず、その上に、根本から違ってたっていうたら話にならないでしょ。なぜそんなんでも認めるんですか、農業委員会。なぜそんなんでも認めるんですか、住民課。おかしいでしょうが。そんなん通りませんよ。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 農業委員会での申請は、先ほども申し上げましたとおり、2,384で報告をいただいております、ヒアリングの際にその分についてお聞きしております。農地の太陽光の下の耕作面積についても、2,384での審査の提出された見込みでございますが、その書類でございました。農業委員会としましては、2,384でのパネル、それから架台についてもそれで申請があったものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） パネルの大きさにつきましては、埴谷議員に指摘され、私どももそれを確認したところです。事業者に対しては、今度、実際に使用するモジュール及び先日、11月13日に実施したSWS試験の結果も反映した計算書を再度作成

して、地域に周知するように指導をいたしました。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 町長さん、これ聞いててどうですか。そんなんでも住民納得できると思いませんか。今まで住民の説明会で、小さいほうで説明してきたんですよ。それで説明会を開いて、不十分だけれどもそのまま進んでいったと。全然、根本から成り立ってないでしょ、そんな話。住民をだまして、議会もだまして、役場の方々だまされたかどうか知りませんが、それでやってきたんですよ。それをまだ続けるというのですか。その出し直して。町長さんどうですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

まず、1つ目、農業委員会へ一部転用の申請をされた。まずはその件につきまして、吉見事務局長が答弁したように、この前から御指摘いただいていたモジュールの寸法が2,111ミリと2,384ミリの2種類があると、申請書のコピーの中にそういったものがあるということで、議員からこれはどちらが正しいのだというような御指摘もございました。

先ほど、確認したところ、2,384ミリで申請がなされております。それでもって許可をしたということで、それは、そのとおりで間違いがございました。ただ、申請書類の中で、図面の添付、添付された図面が古い図面であったということも確認ができてるところでありますので、それは、正しい、実際、実施する図面をくださいということ、農業委員会から事業者伝えていたということでございました。

もう一つの廃棄するときの決め事を、それも含めて、農業委員会に対しては、申請はきちんとされて、許可もこれはそのとおりであるというふうに認識です。

もう一つ、条例に基づいて申請された事業計画書の中で、モジュールの寸法が2,111ミリでずっときてましたということで、議員も今、言われたように、そういうことで、我々は書類を頂いておりました。実際、それで、その強度計算もして、説明もされたということも聞いております。それも確認したところ、事業者は古いやつでしてしまっただけということ、それは、事業者から確認もできてますし、それに対して、それでは、話が違いますと、きちんとした形での強度計算もして、書類も提出してください。そして、それを、皆さんにも周知してくださいということ、我々は指導しておりますし、

その指導に対して、事業者も分かりました、そうでしたということで、それを認めて、再度、強度計算もして、きちっとした形で皆さんに周知してまいりますということでございますので、虚偽とかって言われてますが、それは、私から虚偽とも申し上げることはできませんけれども、書類が間違ってたということで、それを正しいものにしますという、してくださいと指導し、事業者は分かりましたそうしますということでありますので、それは、町の指導に基づいて、事業者もそれに応えて、進めてきているということで、そういう認識でございます。

以上です。

- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） もう1回戻りましょう。農業委員会、なぜその下で農作業ができる。安全であると確認したんですか。何をもってそういうことが分かったんですか。
- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見将人） 図面につきましては、間違っていたとは思いますが。ただそのとき、聞き取り調査におきまして、2メートル50以上あるよと、幅は十分確保できるということと、高さについて2メートル以上あるということで確認してございます。

以上でございます。

- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） 農業委員会は、申請者がこう言いました。こう言いました。それで許可するんですか。そんなことないでしょ。そんなばかな話ありますか。それなら書類要りませんよ。申請者がこうですこうですこうですと言いました。それで認可しました。許可しました。通らんでしょそんな話。何でそんなことこの議場で言うんですか。話にならないでしょそんな。やめてくださいよそういうの。もう1回答お願いします。
- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見将人） すみません。図面のほうにつきましては、実際に間違ってたと思います。ただ、農業委員会としては、確認するのは、幅が農作業、農機具が通るかどうかの確認、それから、作業のときに頭が支柱、架台に当たらないかという確認で、農地を運営する上で、問題があるかどうかという部分のみを確認させていただいている。そのための図面でございます。

以上でございます。

- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） おかしなこと言うな、あんた。2メートル以上なかったらあかんのでしょ。そういう指導なんですよ、国の指導は。2メートル以上あるってどうやって確認したんです、そしたら。農作業ができる、2メートル以上あるってどうやって確認したんですか。
- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見将人） 図面を、正式な図面ではなかったかもしれませんが、同等と、その話の中で、幅がどうであるとか話をしました。高さについても2メートル、その台座というんですか、出されてた構造図では2メートル以上の表記がされておりましたので、それで確認してございます。それと同様ということでございます。
- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） それは、ナイサンソーラーの図面を見て2メートル以上あるって分かったんでしょ。このナイサンソーラーの図面がおかしい。間違っていましたっていうわけでしょ。そしたら何で2メートル確認できるんです。確認できないでしょうが。なぜそんな答弁になるんです。これと同等。何でそのときに同等って分かってたん、そしたら。分からんでしょ。向こうが出したときは、これが正しいと思ってやっていたんでしょ。違うんですか。ナイサンソーラーの図面が正しいと思って、この架台が正しいと思って、2メートル以上あるから大丈夫、3.5メートルあるから大丈夫となったんでしょ。これが間違っていたら根本が違うでしょ。なぜそんなごまかすのですか。
- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見将人） 再度の御質問にお答えさせていただきます。
- そのときに、申請時点では、十分確認してございます。高さとか、そういったものに関しましては、農業委員会としては、農地、耕作できるかどうかの確認でございます。それから、現時点において、確認をさせていただいております。実際の現状を確認したときには十分取れる。2,380の架台につきましても、同様のものであるということでございますので、了承いただきたいと思っております。
- 受け付けた時点では、口頭で確認してございます。
- 以上でございます。
- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） こんな書類はね、今言ったしてな。申請主義やろ、申請書に基づいて審査するんやろ、口頭で言ったらあかんっていつてらしてな、そんなん受け付けられませんよ。私そんなんではいそうですかって言えません。住民もそうですよ。農業委員会で口頭で説明されました。口頭で納得しました。そんなん通らんでしょうが。町長さんどうですか。そんなん通りますか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをさせていただきます。

農業委員会が一部転用の申請を審査するときに、大事なことは、先ほどから課長が説明していたことであります。その添付書類が古いモジュールの図面であったということも、これはそのとおりであって、その図面の確認ができてなかったということは、担当もそこを見逃したということは一つありますが、それはあくまでも添付書類ということで、必ず必要であるかどうかということではないというふうに。ですから、それも頂いてますが、申請の中で、申請者といろんなことをやり取りする中で、もちろんいろんな書類のチェックもされてるわけであります。総合的に判断して、これは、一部転用を許可しても大丈夫であるということの判断の下であったと思います。

ただ、言われてるように、高さであるとか、云々とかってということについては、その図面で確認はしてるとは思います。ただ古い図面ということがありましたが、申請は2,384の申請でありますので、それでもって、申請者とやり取りをして、それで許可したということで聞いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前9時20分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時22分）

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 一つ私の答弁を訂正させていただきたいと思います。それは、図面云々ということで、それは、必要な書類であったということに、訂正をさせていた

だきたいと。申し訳ございません。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もう最後にしますが、そしたらね、おかしいでしょってもう何遍も言わさんといってください。農業委員会がこれを認めたのは、間違った書類でもって認めたんやから、それでもって認めたらおかしいでしょ。何回同じ答弁するんですか。どうぞ。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

当時、担当のほうで、私もそうなんですが、チェックのほうはその2,111の図面で提出されたことで、確認漏れということでした。ただ、実際には、2,384でのものがございます。その農業委員会では、高さであったり、その耕作できるかっていうことは、その当時、ヒアリングというんですか、申請時点にお聞きをして、聞き取り調査してやってございますので、御理解いただきたいと思います。

○6番（埴谷高夫） ヒアリング駄目って言うてらしてな。2メートル以上なかったらあかんて書いてあんねん、指導やから。あかんよそんなん。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 聞き取り調査のときに、2メートル以上あるということで確認してございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そんなね、法に基づかないことをして、それで押し通そうなんちゅうのは大きな間違いですよ。通りませんよそんなん。ここだけですよ、そんなん通んの。紀美野町だけでしょ。役場の中だけですよ、そんなん通るの。世間様では通用しない。はっきり言っときます。マスコミに叩かれてごらんない。何してるんですかってなりますよ。一発取り消しですよこんなん。そういうこと考えてないんですか何も。その場で言い逃れたらそれで済むと思ってるのですか。大きな間違いですよ。これは今、そう言っときます。大変な問題になりますよ。根本的に違うんやから。

そしたらもう一つ。南さんの資料に、作付面積というのが別紙で書かれていますね。本榊年間総採取量及び販売価格に関係する件、この別紙はどういう書類ですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前9時26分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時27分)

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

南さんのところの耕作のところにつけてる別添の資料でございますが、こちらは、圃とか、栽培して販売してる会社の資料を頂いて添付してるということでございました。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） これは必要な添付書類ですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 圃を栽培する上で、下で耕作されるのが、太田エコファームさんでございますが、太田さんがそちらの会社に相談しながら耕作しているということでございまして、その耕作する指導をしていただく上での資料ということをつけてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 総面積7,270平米というのは何ですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 申し訳ございません。こちらの数値はちょっと確認させていただきたいと思っております。今、現在、ちょっと資料がございません。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前9時29分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時31分）

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） この資料につきましては、耕作するための参考資料でございまして、添付してございます。この土地に対するものではございません。榊を植えるための基準として計算された資料だということでございます。

すみません。単なる参考資料でございます。

ちょっとすみません。今、担当まだ来てなくて。

○6番（埴谷高夫） そしたらそんな、分からん答弁しなさんなよ。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 全く関係ないんやね、これとは。それでいいんやね。関係ない資料をここに付けてきたん。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） うちで申請していただいた際に、榊を耕作するのに、指導等、十分に榊を育てることができるかっていうために、資料をつけていただいたり、誰かその指導員がいてるかっていう話をするのがございまして、その際、こちらにつけていただいた参考資料ということになってございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） どこのものとも分からん参考資料つけられても、これで榊栽培できるってならんでしょ。知見のあるものが証明して初めてこれはあそこでできますということになるわけでしょ。そういう資料がないじゃないですか。そして、南さんとこだけでしょ、これついてるの。ほかのところにはついてませんよ。個別の案件でしょ。一括案件じゃないんでしょ。全部ばらばらで5つの業者、このときは7社ですけども、全て別々に出されるわけでしょ。何で一括してこういうこと書くわけ。個別につけないとおかしいでしょ、それだったら。これだったら一括案件になってしまいますよ。おかしいでしょうが。

それからもう一つ。先ほどの農林振興局長の話の中に、キというのがありますね。2番のキですね、事業計画において発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあることという書類をつけなさいということです。これはありますか。

- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見將人） その電気事業者への接続の件でございますが、こちらにつきましては、F I T法の申請がなされているかどうかということで判断してございます。
- 以上でございます。
- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） F I T法と農業委員会どんな関係があるんですか。
- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見將人） F I T法と農業委員会は直接の関係はございませんが、F I T法の申請の中に、電力会社と接続するF I T法の申請がなされれば、電力会社と接続するというところでございましたので、そのF I T法の申請があれば、接続する見込みのあるということで判断してございます。
- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） ここに書いてるのは、今もう言ったでしょうが、電気事業者と転用事業者連系に係る契約を締結の見込みがあること。契約する締結する見込みがあることというのを実際に確かめないと、どことするんですか、東京電力とやるんですか、九州電力とやるんですか、F I Tにはそんなこと書いてませんよ。関電とやるんでしょうが、関電との契約の見込みがなかったら、あなたね、F I Tで決まってるからって、そのことになりませんよ。F I Tに関電って書いてあるんですか。
- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見將人） 事務処理の中で、F I T申請されていると、電気買取りということでございますので、関西電力、またはその他、うちの町でしたら、関西電力だと思っておりますが、そちらのほうへ申請されるものということで認識してございます。
- 以上でございます。
- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） 今、言うてるのは、必要な添付書類ですよ。必要な添付書類がなかったら、そなんされるものと認めてっていうのは、さっきのやつと一緒にしようが。全部言うたとおりでですか。必要な書類が要るんですよ。添付書類として要るんです。それは国が決めてるんやから。一時転用に要るんです。それがついてないって指摘

してるんですよ。それを、F I Tに申請してるからって、そんなでたらめ通用しませんよ。

どうぞ。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） この電力の事業者への接続に関しては、うちの担当から県のほうへ問い合わせたりとしてございます。その中で、F I T申請があるかどうかということが条件の一つでございました。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 必要書類として、見込みがあるのつけなあかんでしょ。関電とどういう話し合いしてるのか、どういう経過があるのか、どういう契約になるのかっていうのをつけなあかんでしょ。つけなさいとなってるんですよ。それを何で県に相談するの。業者に聞かなあかんでしょ。業者に関電とそういう見込みがあるのかって聞いて、その書類をつけるわけでしょう。何でそんなごまかすのですか。

ほかに、言いたいことたくさんありますけども、ひど過ぎる。農業委員会は、書類不備、これを書いてありますよ。添付書類の不足、記載内容の明らかな不備などがある場合は、受付できませんって書いてるんですよ。これ農業委員会のホームページですよ。受付できないでしょうが、こんなん。架台が違ってる。作付面積の書類が不備。今、言った関電との見込みの書類の不備。不備だらけでしょうが。なぜこんなん受け付けるんです。こんなんで農業委員会通って、そして住民課へ回って、住民課と農業委員会が全然連絡取れてない。営農型ですよ。営農型やから、緊密に連絡取ってやらないと駄目でしょうが。集団でやるってういうのが全然できてない。町長さん、こんなんを進めるんですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前9時40分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時41分)

○農業委員会事務局長（吉見將人） すみません。先ほどの電力会社の引き込みの契約の確認でございますが、求められてるのは、接続されているかどうかの確認ということで、その確認をするための資料として、F I Tの申請書を添付していただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） それは駄目です。役場に出すのに、農業委員会の申請に出すのに、F I Tの資料出してどうするんです。経産省に出してる書類出してどうするんです。確認にならないでしょうがそんな。電気事業者と関電ですよ、ここでいうたら、関電と契約できるかどうかを確かめなさいと、この桐山議員の質問にあったでしょうが。関電が来て電線引っ張ろうとしたら、ここは駄目ですと言われた。設計図面描き直してください。こないなってるんでしょ。全然できてないでしょうが、この時点で。

もう1回、答弁ください。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 関西電力と直接、そういう事業の申請があるかということは、実際に確認はしてございませんが、F I T法の申請をするということは、電力会社への申込みをするということで理解してございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私は疲れる。難儀やな、どないしよかな。あかんわ、そんな。もうめちゃくちゃやね。なってない。もう一からやり直してもらわな。そんなんで受け付けて、今、事業進んでるわけでしょ。それでストップもせんと。話にならないですよ。指導が行き届かない。勧告もできない。そんなんでどうするんですか。なめられてるんでしょ、業者に。こんなわけの分からん書類をむちゃくちゃな書類をつけてきて、これに基づいて、2回の検査して、住民会をこれをもって、議会も今まで何してきたんですかっていうことになるような内容でしょ。それを書類を出し直したらこれで進めますすって、そんな話通らんでしょ。どこで通るんです。もっと大きな問題もありますよここには。こんなんで、やってもらったら困る。住民が一番被害を受ける。住民が納得してないんですもん、この計画に。計画に納得してない。全くでたらめな計画が出されて、私から言うたら農業委員会も、幾つも不備があって、それも受け付けて通った。

もう一つ聞いときましょう。

委任状の件です。司法書士さんが委任状で間違いないですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） すみません。その件ちょっと、確認している
最中でございます。あとでちょっと答弁させていただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前9時46分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時48分）

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 時間取っていただきありがとうございます。
そちらの委任状の上のところでございますが、個人名が入ってございました。

以上でございます。そのために消したものでございます。司法書士ではございません
でした。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 同一人物ですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 同一人物でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 同一人物が、7件の申請を一遍にする。司法書士や行政書士
でないものが、7件の申請を一遍にすると、それを受け付けるんですか。行政書士法に、
行政処理は受付のところに書いてあるでしょうが。行政書士でない者が、数回にわたっ
てやったらあかんと、申請書出したら駄目ですよと書いてあるんですよ。行政書士法
違反でしょ。どうなんです。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） ちょっと法律に関してはちょっと確認できて

ません。申し訳ございません。7件全てが一個人の方の申請であることは間違いございません。

以上でございます。

○6番(埴谷高夫) 受付に書いてある。看板貼ってます。何で分からないの。そんな答弁あかん。見てきなさいよ、受付のところに貼ってあってある看板で。

○議長(美野勝男) 埴谷議員、質問続行願います。

○6番(埴谷高夫) 質問続行って、答えになってない。見ておいでよ。

○議長(美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) 私、あと9分ですよ。こんなんやめてください。行政書士法に違反するのはあなた知ってるでしょうが。長いこと役場の職員やってて、これだけじゃないでしょ。私、梅野さんやと思いますけど、梅野さんじゃないのかな。住民課の受付もそうでしょ。同じ人ですよ。もし梅野さんだったら、14件でしょ。そんな人がずっと書類の申請をして、あなた方は受け付けてるって、そんなばかなことありますか。あなた資格ないでしょって、注意するのが当たり前でしょ。どうなんです。

○議長(美野勝男) 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(吉見将人) 申し訳ございません。注意のほうもうちの農業委員会はしてございません。法律に関して、理解してなかった部分がありました。

以上でございます。

○議長(美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) 行政をする者が当然でしょ。あなたも行政書士の資格あるんですよ。もう辞めたら。試験受けるって、簡単な試験通るんですよ。それはなぜか、行政手続に精通してるからでしょ。そやから受付に書いてあるんですよ。行政書士でない者がこういう書類を何回も出したら駄目ですと書いてあるじゃないですか。あれ何で書いてあるんですそしたら。あれ偽りですか。どうなんです。

○議長(美野勝男) 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(吉見将人) うちの産業課に掲示してる看板につきましては、そのとおりかと思っております。

以上でございます。

○議長(美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) そしたら違法やないの。なぜそういうの受け付けるんですか。

なぜ指導しないんですか。住民課もそうですよ。なぜ指導しないんですか。

どうぞ。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 指導すべきところであったかと思います。私のほうで、看板上げさせていただいておるんですけども、そういったことに関して、受け付けてしまったものでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 私も行政書士法については、理解ができておりませんが、この件の届出者は、各事業の実施者であって、届出を書類を持ってきた人間、代理人ということで、私はそれを受け付けたということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もう、あかな。そなん。もうどうしようもないわ。町長さんどうですか、今の話聞いてて。行政書士法に違反するのは明白なんですよ。それを役場の職員さん知らないということあり得ませんよ。みんな看板つけてるんやから。同一の人が、こうやって何回も申請する。一時じゃないですよ。年度またいでやってるんですよ。同じ人がね。そういうのを何の注意もしないで、公務員ですよ。法令遵守義務あるでしょ。法律を守っていかなあかん、指導していかなあかんってそういう義務がある。そういう人たちが、漫然とこういうの見逃す。そして受け付けてしまう。中身はでたらめ。検査もでたらめ。話にならないでしょうこの事業。町条例は、何のためにあるんです。指導、勧告するためにつくったんでしょ。ざるじゃないですか。勧告は1回もしない。ここまですかにされて、ここまですたらめな書類をつけられても、つけ直したらよろしいですよって、勧告もしないんですか。どうなんです、町長さん

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをさせていただきます。

議員が言われてる中で、書類の提出、その書類の不備、そしてまた、今、言われてるのは、行政書士法にのっとってないんじゃないかと言われてる部分がございますが、その法令遵守は当然のことであるというのは、まず認識しております。それを職員も勉強不足であったかということは私も大いにこれは反省しているところでございますし、い

ろんな各課で事務を進めていく中で、それを法令遵守を、特にコンプライアンスなので、それは徹底していきたい。こういうふうに今、思ってるところであります。

先ほど、議員が言われた、ちょっと遡るんですが、農業の一時転用の中で、電力会社との契約の御指摘もありましたが、局長通知はその見込みが確認できるかどうかということです。契約してるかどうかじゃなくて、契約できる見込みがあるかどうかということ、確認せいと、その書類を出すっていう通知の中ではそうじゃなくて、確認をなさいということがございます。その確認を何をもって確認するんかということで、それはまあ、先ほど、課長も答えたように、県でも確認したところ、FIT申請の中で、そういうやり取りがあるということであるならば、それをもって確認ができたということで、というふうな指導もいただいているということでもございますので、それはそれで、書類がないと言われてますが、それは、こちらとしたり、きちんと確認はしてるということは、ちょっと、申し添えたいなと思っております。

あと、いろんな指導に沿って、条例に基づいて、指導はしますし、指導に対しても、事業者もそのうちの求めに応じて、やり直してくれる、書類を出し直してくれてるということがございますので、それは、うちの条例が生きてる、条例に基づいて指導なされてる、進んでるというふうに認識をいたしております。

以上です。

- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） 何遍も同じこと言わさんといてくださいよ。この局長通達は、町長さん、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあることなんですよ。先ほども言ったじゃないですか。どこと、どの電気事業者と、どの業者が連系に係る契約を締結する見込みがあるんですか。聞いてるじゃないですか。電力会社って、電気事業者がたくさんありますよ。先ほども言ったように、九州もあるし、四国もあるし、中部もあるし、東京電力もあるし、どこと契約するんですか、そしたら。そういう見込みがなかったらあかんと書いてあるんですよ。それを聞きましたかって、いや聞いてないって、そのFITに申請してるからできるっていうんでしょ。それじゃ駄目なんですよ。そんな単純な理屈分かりませんか。
- 議長（美野勝男） 小川町長。
- 町長（小川裕康） 議員から、局長通知の大きな項目、農地転用許可権者の確認事項、その中の一つに、今、議員から質問されております事業計画において、発電設備

を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること、これを確認しなさいというふうな局長通知であります。これまあ局長通知でありますので、日本全国の自治体に対して通知されてる通知でありますので、電気事業者というのは、北海道から沖縄までそれぞれありますので、それぞれの地域において、F I T法の申請をする。その方々は、関西であれば、関西電力、東京であれば東京電力になるというふうに思います。ですから、それは、F I T法の中できちんとそういうことはなされてるということを確認する。それを確認することによって、ここで局長通知がいうてるところの、見込みがあるということを確認しなさいという通知でありますので、それをもって確認したということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時02分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時06分）

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 先ほど、御質問、電力会社の接続の件で答弁をさせていただきます。

電力会社の相手の特定というのは必要はございません。その次に、F I Tの申請書をもって確認するというのは、県に相談したりとか、ほかの市町村もそういったことで確認してるということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もう1回確認します。事業譲渡証明書、経産大臣殿、これで証明ができたところということですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） F I Tの申請書でなされているかどうかで

いうことで、その手続を進めているかどうかというところで確認してございます。

以上でございます。

○6番（埴谷高夫）　　これで答えてよ。これでええかどうか。

○議長（美野勝男）　　暫時休憩いたします。

休　　憩

（午前10時07分）

再　　開

○議長（美野勝男）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時07分）

○議長（美野勝男）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人）　　添付させていただいておる資料で、再生エネルギーのJCAPの書類があって、その事業譲渡ということでございますので、進んでいるという認識でございます。

○議長（美野勝男）　　6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫）　　これでもってその先ほど言った局長通達が担保できると、こういうことで県の指導があったと、こういうことでいいんですか。

○議長（美野勝男）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人）　　指導といいますか、担当が事務を進める上で、県の職員さんであったり、それから、ほかの市町村から情報を聞いたりします。その中で、どういったもので確認しているんですかという話を聞いたときに、そういったJCAPから来た事業の認定の申請書で、買取り制度ですから、必ず接続されるという認識でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫）　　県で確認したということでいいんですね。

あまり時間がないのであれですけども、町長さんこの事業ね、ストップもかけないで、このまま進めていいんですか。もう1回答お願いします。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　農業委員会の一部転用、これは許可、一方で、住民課のほう

につきましては、条例に基づいて、届出制ということでやっております。書類を出していただいて、うちはそれを受理するということになるんですが、その書類の内容については、不備があればうちから指導して、これまでもそうであったかと思いますが、事業者はうちの求めに応じて書類をやり直して、してくれてるということで、それは、これまでも変わっておりませんし、今後も変わることはないというふうに認識しています。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 町長さん、住民にどう説明するんです。モジュールが違いました。今まで、役場が音頭取って説明会を開かせてきたわけでしょ。それが全く違ってたということは、役場が住民にどう説明するんです。町長さん、お願いします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

先ほど、住民課長も答弁をいたしました。せんだっての12月6日でしたかね、その事業計画書で提出されているモジュールの寸法と、最終的に今、実施される寸法が違ってるんじゃないのということで、我々も確認したところ、先ほどのからのやり取りの中でありましたとおり、農業委員会の申請書では、2,384ミリメートルのもので、住民課のほうでは、もらってるのは2,111ミリメートルということで、最終的に確認すれば、住民課へ出てきてる書類は古いものであって、実際、それで実行されるものではないというふうなことも確認をいたしました。それならば、これまで出してきた強度計算なんかも古い2,111ミリでやってるということも事業者の確認できました。その上で、再度強度計算をやり直してくださいということと、そして、その結果も地域の皆さんに周知するよう、それは強く指導したということ先ほど課長も申しました。事業者もその誤りを認め、そうするというものでありますので、それは、うちからも実際に周知するというのを事業者が言うてますので、その確認はいたしたいなこのように思います。

○6番（埴谷高夫） 住民にどない説明するん。

○町長（小川裕康） 先ほど言ったように、地域に周知するというふうに指導しておりますし、事業者も地域に周知するというふうに答えてくれてるということです。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 全て業者が悪いので、役場に何も無いのですか。役場は今ま

でやったことは、全て正しかって、間違っただけはしてない。そういうことなんですよか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 役場が間違っただけ、間違っていないかという議論ではないというふうに思っております。私たちは、令和4年の1月、昨年1月1日から施行してる条例に基づいて、手続を進めておりますし、その条例に基づいて、今も進んでいるというふうに、強く認識はいたしております。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ジオカルテの検査結果はいつ出るんです。それ催促してるんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 埴谷議員の御質問にお答えいたします。

1月13日に事業者によって実施されました地盤調査、SWS試験の結果については、まだ報告は今も受けておりません。地域も報告まだされてないということでございましたので、事業者にお問い合わせをいたしました。地盤調査の調査会社から送られてきた試験データをメーカーに確認をしてもらっており、メーカー側が報告書を作成しているとのことで、まだメーカーから報告書が事業者が届いていない状態とのことでございます。と聞いております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 今までの話でしたら、メーカーに送られて、何でメーカーに送られるかよく分かりませんが、今まで、メーカーに送ったことは例はないですよ、2回の検査は。なぜメーカーに送らなければならないのかよく分かりませんが、メーカーに送ったとしても、今までのことでしたら、小さいモジュールで計算するわけですよ。今、この時点になって大きい方でやりますって、そうはならないですよ。そんな検査結果、どうなるんです。話にならないですよ。今度は変えてくるのか分かりませんが、第一、この大きなほうは、推奨はN値4から7なんです。このスクリー杭、先端N値が4、周面が3.5、全然足りないんですよ。今、架台の話ばかりしてますけども、スクリー杭は全然変わってないですよ。強度が足りないですよ、それだったら。それをやろうとしてるんですよ。検査結果どうなるんです。今さ

ら、今頃、メーカーに問い合わせる。生のデータを出してもらいなさいよ。加工することないですよ。生のデータ見たら分かるんやから。もう検査したところから、上に渡ってるのは、元請に渡ってるのははっきりしてるんですから、もう何週間も前ですよ。検査結果出てるのは。生データを出してもらいなさいよ、そんな加工しないで。そうでしょうが。町の指導でやったわけでしょ。なぜそんな加工するのを待つわけです。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 私どもの指導に応じていただいて、このSWS試験は実施されたものと、私どもは認識しております。しかしながら、この検査というのは、事業者の判断と責任においてされるものと私どもは理解しております、その報告書についても、事業者の責任において提出されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） またお得意の事業者の責任においてですよ。そんなん通りませんよ。そんなんもうやめましょう。今まで質問してきたように、太陽光発電設備は、明らかに不備です。面積が違う。これ一つ取っても、背信でしょうが、住民に対する。こんな行為を認めるんですかっていう話でしょ。私、関電との話も納得できませんし、それから、榊のさっきの南さんにつけてる事業計画書、これも納得できません。そんな、個別の案件やのに、何で1か所で七千幾らつけてくるんです。おかしいでしょう。各事業所でつけるの当たり前でしょ。不備がたくさんあります。あり過ぎます。こんなのを事業者の責任、事業者の責任と言って、まともな論議もできない。話にならないでしょ。今後も追及します。

これで終わります。

○議長（美野勝男） 以上で、埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時19分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時34分)

◎日程第2 議案第68号 紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

○議長(美野勝男) 日程第2、議案第68号、紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) おはようございます。若干お聞きしときます。

この条例の制定ってということについて、御説明あったんですけど、この条例によって、基本的に何が変わったのか。一つには、処理人口等が変わったというのがあるか分かりませんが、その辺のところについて、もう一度説明をお願いしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長(米田和弘) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

この条例を制定するに当たって何が変わったということであったかと思えます。これにつきましては、会計が今までの会計、特別会計のほうから、公営企業会計へ移行するというようなことが大きく変わってきます。それに基づきまして、会計の内容が発生主義、複式簿記に基づく予算、決算制度が採用されているということになっております。それによりまして、水道事業と同じような貸借対照表であったり、損益計算書、キャッシュフロー計算書等が示されることとなります。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) 企業会計の適用ということでございますけれども、そうなりますと、今、集落排水については、経営というんですか、運営が大変難しいものがあるかというふうに思いますが、今後、この会計に対して、一般会計からの繰入れとかそういうことについては、どうなってくるんですか。

○議長(美野勝男) 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） それでは、お答えいたします。

基本的に、公営企業法適用されたということで、その利用者の方にとって、影響があるようなことはないと考えております。一般会計の繰入れも、本来であれば、公営企業会計のほうで運営していくべきところではありますけれども、一般会計の繰入れというのは、必要かと思いますので、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） もう一度確認させていただきますけれども、一般会計からの繰入れ、ここに集落排水を利用してる方々に対しての負担は増えないと、そういうふうなことでよろしいですね。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） そのように御理解いただいて結構です。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、議案第68号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで、討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第69号 紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第3、議案第69号、紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 前の議会で、いろいろとひきこもり、あるいは虐待等について、福祉保健課のほうで対応するというようなことで、いろいろと予算の上で出てまいりましたがけれども、この具体的に今度の子育て推進課という課ができて、子育てということについては、町長も以前からこの県下の子育ての町ということで、そういうスローガンの下にまいてるわけでございますけれども、そういうふうなことから考えて、具体的にというところで、御説明を願いたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長(小川裕康) ただいま、美濃良和議員から、御質疑もいただきました。ひきこもり対策であるとかということの細かい事務については、追って、後でまた課長から申し上げますが、まず、この中で、子育て推進課というものを、今回、設置したいというこの思いについて、私から説明をさせていただきます。

昨年の令和4年3月議会の冒頭で、紀美野町こども子育て応援の町の宣言をさせていただきました。子育て県下一の町を目指すという強い思いから、宣言をしたものであります。紀美野でこどもを産みたいと、紀美野町でこどもを育てたいと、多くの人に思ってもらいたい。そして、それが、少子化対策につながるものというふうに確信をいたしております。

紀美野町は、これまでも子育て支援に積極的に力を入れて、いろんな施策を行ってまいりました。昨年の3月の宣言以降、直ちにですね、子育て推進本部というのは役場全庁的な形で推進本部も立ち上げ、さらなる支援策を全庁的に協議検討してきて、それは5年度予算へもたくさん反映してきておりますし、推進本部は今も活動を続けているようなものでございます。今議会に提案させていただいた条例改正の大きな理由とすれば、子育て支援を担当する部署を明確にしたいと、明確にすることによって、町民の方々をはじめ、県内外の方々に紀美野町の役場のどこの部署がこの子育て支援に対する事業をやっているかということを分かりやすくしたい、そういう思いがありますし、そして、いろんな施策を活用してもらいやすくするために、条例改正をして、その部署を明確にするというものでございます。そういう趣旨で改正をお願いしたいというものでござい

ます。

議員から言っているひきこもり対策とかっていうことについては、これまでとは変わりませんので、それについては、担当課長から御答弁申し上げます。

以上です。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長 (美野勝男) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦) それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

令和6年度から新たに子育て推進課を設置して、こどもの健やかな成長に対して切れ目ない支援を行っていきたいと考えております。

一部を改正する条例のところにも記載させていただいておりますが、具体的に大まかには児童福祉に関すること、母子保健に関すること、子育て支援に関することの3つの業務でございます。

具体的には、今まで保健福祉課業務としていた児童手当、在宅育児手当等の支援や子育て支援センター、こども園に関すること、乳幼児健診や妊婦健診、それから、虐待であるとかひきこもり対策の関係のこども家庭支援センターによる相談業務のほか、教育課業務としていた学童保育や児童館に関すること、それから住民課業務としていたこども医療費や、独り親家庭等の医療費の支給に関して、こどもに関する施策を一体的に取り組む課として、新たな課設置によって進めていきたいと考えております。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷喜彦 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 当然、課ですから、課長が1名増えて、新しい体制ができるということですけども、今の体制で、当然、福祉保健課との関係、教育委員会との関係もあるというふうに今、答弁があったんですけども、これですら、うちの何ていうんですか、人も増やしていくと、そういうふうなことに捉えてよろしいんでしょうね。今までやってることを単にこの部署でやるっていうだけでしたら、やはり、十分に回っていかないというふうに思うんですけども、その体制もちゃんとされていくということが前提になっておられるわけですか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

議員言われるように、もちろんそのとおりであります。現在の保健福祉課で担っている業務の児童福祉、こどもに関する部分を新しい課へ持っていくということで、それと、大変保健福祉課の業務がどんどん膨れ上がってきてるってのは、もう今の実態でありまして、あれだけのメニューの業務を1つの課でやることに関して、非常に厳しくなってきたっていうのも一つの要因でありました。

新たに課をつくることによって、さらなる人員の増員、増員ということではなくて、それをきちんと分けることによって、スムーズな業務ができるということと、やはり一番大きいのは、住民の町民の皆さんから、こどもに関することは、その課へ問い合わせたら、答えてくれるんじゃないかっていうことが一番大きな要因だと思っております。以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、町長言われるところ、よく分かるんですけども、ただ、今、大変大きな課になってしまった福祉保健課、それは、教育委員会もかなり大きなものになってきていると、そんな中で、仕事だけで分けるってことでうまくいくんでしょうか。人の人材も確保していかなければ、今まで、例えば、福祉保健課で兼任してた仕事、あんたこれだけでええから、こっちの仕事行ってよと、そういうふうなこと、うまくいくんですかね。やっぱり人材の確保というものも当然、考えておかなければならないかというふうに思うんですが、その辺のところもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおりであります。きちんとした形で人材を確保して、課としての体制を整えて、課の業務を進めていくということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

2番、中原和也議員。

（2番 中原和也 登壇）

○2番（中原和也） それでは質疑させていただきます。

企画管財課の（3）の交通対策に関することっていうのは、新しくこの交通対策に関

することを設置した根拠と、具体的などういった業務をするか、内容を教えていただきたいです。

それと、子育て推進課に関することですが、これは、今まで福祉課がやってきたような対象年齢はその小学校入るまでのこどもの対象なのか、それとももっと広く子育てで、中学校、高校生ぐらいまでの対象なのか、それから、対象が広くなれば当然教育課との業務が重なる部分も多くなってくると思うんですけども、その辺の線引きとか、いうのは考えておられるのか、そしてまた、住民が何か子育てのことに相談しに行ったとき、それは教育課、それは子育て推進課っていう振り分けをされると、住民が困ると思うので、そういった対策はどのように考えておられるのかお聞きしたいです。お願いします。

(2番 中原和也 降壇)

○議長 (美野勝男) 中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長 (中前貴康) それでは、私のほうから中原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

企画管財課の3号の交通対策に関するということ、改正部分を表示させていただいてございます。これにつきましては、現在、交通対策に関するについては総務課のほうで業務を行ってございます。内容としましては、コミュニティーバスであったりということで、地域交通に関するということ、既に業務は行っているんですけども、今回、この課の設置条例の改正に伴いまして、こちらの企画管財課のほうで行うということで、改めてこちらのほうに重要な事項でありますので、記載させたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○議長 (美野勝男) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦) それでは、中原議員の御質疑にお答えします。

子育て推進課におきましては、対象はですね、妊婦の方から原則18歳までの方を対象に支援していきたいと考えております。

業務がスムーズにいくかというところについてはですね、今後また詰めていくとこ

ろはあるんですけれども、基本的には、申請であったり、制度の案内っていうのは、親御さんにとってはですね、一体的に流れを把握して申請手続きをしたいと思いますので、その辺りについて、全体的な流れを説明してスムーズに手続ができるように、子育て推進課のほうで進めていきたいと考えております。もちろん教育課との絡みももちろんありますので、その辺りについても十分連携しながらですね、事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

- 議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。
- 2番（中原和也） 企画管財課にお聞きします。総務課から企画管財課にこの業務が移った根拠を教えてください。
- 議長（美野勝男） 中前企画管財課長。
- 企画管財課長（中前貴康） それでは、中原議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今回、紀美野町課設置条例の一部を改正する条例ということで、上程させていただいております。先ほどからも出ておりましたが、子育て推進課ということで新たに設置する課もございます。また、それを機にですね、町内役場内でそれぞれの全ての課において、全体的に業務を行うのはどうやったら効率的に進めるかということも踏まえまして、検討しまして、どこの課でするのが適してるのかということで、こういった形になってございます。

ちなみに、交通対策に関することにつきましては、企画管財課のほうでは1号でも記載させているとおり、総合計画、長期総合計画に関することということで、全体的なことでもありますし、交通対策ってことにも大きく関わることでありますので、企画管財課のほうに来たということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

- 議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。
- 3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

- 3番（桐山尚己） 先ほどですね、美濃良和議員のほうからも御質疑ありましたが、新しい課を設置するに当たって、職員の対応はどうかと。町長の最終的な御答

弁では、人材をきちんと確保して体制を整えるということでありましたが、それは、つまり、現在の役場の人員を全てを見直した上で、効率的に人員配置をするとともに、こういう新しい課を設置するわけですから、当然のことながら、新たな人材というのも必要になってくるかと思えます。そういったこともしっかりと視野に入れて、やっていただくという理解でよろしゅうございますか。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長 (美野勝男) 小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長 (小川裕康) 桐山議員の御質疑にお答えをいたします。

そういう形で、先ほどの美濃議員もそうですが、質疑いただいたということは、大変ありがたいと思っております。新たな課をつくるっていうことで、当然、新しい課長も誕生するわけでありまして、その課で担当する業務に対して、必要な職員は要りますし、それはきちっと確保していかなければならないとはそのとおりであります。

そういう体制を組んで、令和6年4月1日からは、新しいこの体制で業務を進めていきたいと。先ほど、企画課長も違う議員にお答えしましたけれども、役場の機構改革ってところが、だから機構が今の状態でいろんな業務がスムーズに全部動いてるかっていうことも振り返ってみた上で、そういった機構改革の推進本部でもって、何回も何回も協議してきたということがございます。それは、各課から職員を派遣していただいて、全庁的に皆さんで協議検討していただいてきたものでございます。そういう形で、新たな形で令和6年4月からスタートしていきたい。とすれば、当然体制を整えてということになります。そこで議員が言われた役場全体の今の人員体制はどうであるかということとは、これは、今までも申したように、過去には、定員適正化計画でもって合併以来ずっと右肩下がり、職員が減ってきた背景がございます。それを数年前に、その計画を見直して、やはり必要な業務をするためには、必要な人員は確保しなければいけないということで、ただ、どんどん増やしていくということは、これはいかなるもんかというふうに考えておりますので、そこらは十分適正な定員の数値も見極めながらですね、進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長 (美野勝男) 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 論点を明確にするために、再度、御質疑をいたしますが、最終的に人員をどんどん増やしていくということではなく、必要に応じて、必要なところにはしっかりと人員の増加も含めて、適正な配置をしていくと、そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほど申し上げましたように、適正な、定員計画っていうのはもちろんありますので、それは紀美野町というこの自治体にとって、適正な職員数はどうであるかということをしつかりと見極めた上で進めていきたいし、今までも進めてきております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 3回目ですので、これで最後になりますが、私が今この点を非常にクローズアップしているのはですね、現在、全庁的に職員の皆さん、日々それぞれの担当業務、一生懸命頑張っているのと、日々の業務に邁進していただいているというふうに理解をしております。ただですね、過去に比べて、どんどんどんどん、やることの内容もそうですし、範囲もそうですけれども、広がってきていると思うんですね。そういうふうに私も認識してますし、職員の皆さんもそういうふうに感じているというふうな声もお聞きします。

前線ですね、一生懸命頑張っている皆さんが疲弊をしましては、もう本当に元も子もないわけですね。ですからしっかりと、その辺りの適正な基準というものをしっかりと意識していただいて、もちろんですね、余裕があり過ぎてということも困るでしょうけれども、余裕が全くないという状態で、もう本当に休む暇もないような状況でやっていると、先般起こったような、6月2日の豪雨災害というような非常時には全く対応をきちっとできなくなってしまうということにもつながりかねませんので、そういう非常時も含めて、今回せっかく新たに新しいこういう意義のある課を増やしてくださるということであれば、そういう全体的な適性な人員ということも含めてですね、再度しっかりと検討してやっていただきたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ありがたい御質疑であるかと思っております。

議員言われているように、職員が疲弊してるじゃないのというようなふうにおっしゃ

ってくれて、私も職員の仕事が増え過ぎてるといことは、もう十分承知しております。

それは、もちろん担当している業務もありますし、役場全体での大きなイベント事業っていうものがございまして。これまで、過去には全て職員が使役で各課からの応援をいただいて、職員総出でやってきたことがございます。とすれば、平日は担当の仕事しながら、土曜とか日曜日は、よその課でイベントのお手伝いをしていくとかということで、いつ休むのっていうようなことは過去にもございます。そういったものを改めていかなければならないということで、直近にもこの前の12月10日のふれあいマラソンもそうでしたし、11月26日の農林商工まつりでも、もちろん担当であるとか、職員もありましたけども、外部の事業者へ委託してできるようなことは、外部へ発注しましょうと。端的には警備の件であるとか、そういった交通の整理であるとか、事業者にお願いできることは外注してきたと。ふれあいマラソンでもそうです。テントの設営なんかは、これまでは職員で全てやってきたものを外部の力を借りてやっていただくことによつて、職員のできるだけ休みの日は休めるような形に変えてきているっていうことがございますので、先ほどから言っているのは、その適正な人員というのは、きちんと把握して、できるだけ職員のいろんな業務っていうんですかね、本来の業務に集中できるような形、そしてまた土日も休めるようなことを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

4番、藤井基彰議員。

（4番 藤井基彰 登壇）

○4番（藤井基彰） それでは、1点だけ確認も含めて、お伺いします。

子育て推進課、町長のお話では、こどもに関係するいろんな業務を一手にまとめようと、もちろんすばらしいと思います。ただ、今、お伺いしますと、教育課、保健福祉課、また住民課などのそういうこどもに関するところのいろんな面を1つに集めようと、よく分かります。ただ、町民側、使う側からして、どれだけ利便性がよくなるか、上からの目線の内容はよく分かって、住民のほうが使い勝手が悪くなったり、逆にこの問題はどこへ持っていけばいいのと、逆に課が増えることによつて、ややこしくなるとは保護者側とか、妊婦さんでしたっけ、いろいろ困ると思います。具体的案はいろんな手

続がせつかく子育て推進課へ持っていっても、いやこれは、教育へ行ってね、どこどこへ行ってねと逆に煩わしさが1点、2点増えることになっては全然意味がないと思います。

だからお聞きしたいのは、まず、子育て推進課はどういうことをきちっと受け付けて、どういうところまできちっと手続ができますよ、これを今度にはできましたらぜひ、町民の方、保護者の方にきちっと周知していただいて、少なくともいろんな手続が今までよりは簡素化していただけるように、利便性がよくなったね、いろんな問題がここで全部終結するねっていうような状況をつくっていただきたい。具体的にその課がこの本庁にあるのか、福祉センターへ置くのか、支所か、それはちょっと私は分かりませんが、いずれにしても、保護者の方が何度も行ったり来たりしなくていいように、この付近だけは重ねて一度お伺いします。

以上です。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長(美野勝男) 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、私のほうから、藤井議員の御質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、やはり住民の方々の利便性というんですか、そういうことをもちろん重要だと思っております。それから周知のほうをですね、周知につきましても、やはり住民の方々が利用しやすいような周知の方法、どこでどうするっていうのは今後ちょっと検討なんですけど、そういうことで、住民の方が分かりやすいようなことも周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから、議案第69号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

1 番、徳田拓嗣議員。

（1 番 徳田拓嗣 登壇）

○1 番（徳田拓嗣） コロナ禍以降、全国で不登校の生徒が多い上に育児放棄、虐待やヤングケアラーの問題にも非常に素晴らしいし画期的だと思いますので、賛成討論させていただきます。

（1 番 徳田拓嗣 降壇）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 69 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 74 号 紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第 4、議案第 74 号、紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11 番、美濃良和。

（11 番 美濃良和 登壇）

○11 番（美濃良和） 私のほうで若干をお聞きしときたいと思います。

これは以前から公営企業法に関するということでございますけれども、何にしてもですね、東部の水道が地方公営企業法に基づいて、会計をやっていく場合に、西部と同じようなやり方でいけるのかどうかですね、そのところをもう一度確認しておきたいと思うんです。何にしても、東部というのは非常に家から家が離れておる。中には山の中にあたりとかですね、そういうコストのかかるところであるかというふうに思うんです。これについてですね、企業会計をということでございますけれども、そういう 1 立方のコストがですね、当然、1 立方のコストのそのままであるならば、払い切れないというような状況が起こってくるかと思えます。その辺について、もう一度確認したいと

思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長 (長生正信) ただいまの美濃議員の御質疑にお答えします。

東部簡水が公営企業法適用で企業会計になった場合やっつけられるのかどうかという点だと思ふんですけれども、実は、基本的には公営企業会計は独立採算制という考えはございます。

議員御承知のとおり、西部簡水は現在のところ何とか黒字経営保っておるわけですが、東部簡水については一般会計からの繰入れをお願いしているところでございます。

ただ、公営企業会計適用したからといって、一般会計の繰入額を全て東部簡水で、料金収入で賄っていくということは、紀美野町だけでも水道料金の地域格差が発生してしまうということになりますので、それは決して平等性が欠けるというふうに考えてございます。また、水道事業は、公共の福祉であるということもありますので、やはり料金の設定につきましては、慎重に考えていかなければならないということもございまして、現在の経営状況の状況も御理解いただき、慎重に検討してまいりたいと思ふので、よろしく申し上げます。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 最近、うちのはちょっと話にならんと思うでしょうけれども、水道の民営化とか、そんなふうな流れがあったりするようで、非常に心配するんですけども、今の課長の答弁は、コストが非常にかかる地域においても、そういうふうに、そのまま負担、高騰どおりの料金でなくて、当然、考えた設定してくれると、そういうことでよろしいですね。

○議長 (美野勝男) 今、御意見がございましたので、ほかの件で、企業会計の件で質疑願います。

暫時休憩します。

休 憩

(午前11時16分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 17 分）

○議長（美野勝男） 長生水道課長。

○水道課長（長生正信） まず、この条例なんですけども、特別会計条例から、東部簡水の会計と、農業集落排水の会計が変わると、削除されるっていう点でございます。これについては、地方公営企業法第 17 条で地方公営企業法を適用する場合は、条例に定めるまでもなく、義務であるということから、この条例を削除しているわけなんですけども、美濃議員が御質疑されたその運営の状況について、引き継ぐのか、引き継がないのかっていう点だと思うんです。これ現在のところ、今の特別会計で東部簡水の状態をそのまま企業会計になっても、当面の間、引き継ぐ予定となっております。

○議長（美野勝男） 11 番、美濃良和議員。

○11 番（美濃良和） 心配するのは、やっぱり、何にしても紀美野町になって、非常に広い地域が、昔のね、野上町の時代じゃなくて、広い地域になってきたと、そういうことで、いろいろ行政コストも、そういうことで高くなってきているというのはもう合併をすることによって、当然考えなければならないことであつたわけでございますけれども、それをなくて紀美野町になったわけでございますけれども、そのところで水道料金についてもですね、もう一度その課長さん、当面の間とおっしゃられましたけれども、やはりですね、東部簡水という地域がコストの高い西部よりも高いものであるというふうに思います。そういう点です、企業会計で、要するに一般会計からの繰入れなしにやるというふうなことはない、その当面の間とおっしゃられましたけれども、その辺のところについてですね、お聞かせいただきたいと思います。町長ですかね。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

今回は、令和 6 年 4 月から農業集落排水事業と東部簡水事業が、これまでは普通会計であったものが、公営企業法を一部適用されるということに法律が変わるということにおいて、今、進めておるところであります。そのまま普通会計から公営企業会計に変わります。議員言われてるそれによって今後の料金はどうなっていくんよっていうことは、これはまたちょっと別の問題であるんですが、これによって料金改定とかがっていうのは、もともと考えておりません。ただ、将来において、将来ですね、今の集落排水も水道も

そうなのですが、水道料金においてもずっとこのままでいけるかどうかというのはまだ今のところ何とも分からない。できるだけ今の料金を進めて保っていきたいわけなんです、それは先のことになりますので、これは今段階ではちょっとお答えできないなっていうようなところございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（美野勝男） 他に質疑ありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 11 時 21 分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 22 分)

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第 74 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで、討論を終わります。

これから、議案第 74 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 75 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第 5、議案第 75 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) かなり大きな条例改正なんですよ。このところで、これ国民健康保険税の減額に関するところが、このように大きく増えると、新設されていくということがございますけれども、これによって、具体的に、出産とかそういう面では、非常に前進があるかというふうに思いますけれども、減額ですから、その辺のところについてはどうなってくるのか、もう一度確認ということで、お聞きしたいと思ます。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 坂税務課長。

(税務課長 坂 昌美 登壇)

○税務課長(坂 昌美) それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の改正についての仕組みについて、御説明いたします。

産前産後期間の国保税の減免でございますが、減額の対象が所得割と被保険者の均等割額になりまして、対象期間なんですけれども、産前産後の4か月間となっております。また、多胎妊娠の場合は6か月間となっております。対象者につきましては、現在、出産が11月以降の世帯が対象というふうな形になってございます。減額ということなんですけれども、世帯の中に妊産婦さんがいらっしゃると減額となりまして、ちょっと試算はしてないんですけれども、世帯で大体、減額世帯ではない場合は、大体2万円前後の減額になるかなというふうに考えております。

以上、説明とさせていただきます

(税務課長 坂 昌美 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和。

○11番(美濃良和) 今、説明いただいたんですけれども、総じてこの町民にとって不利益になるということはないというふうに見てよろしいですよ。

○議長(美野勝男) 坂税務課長。

○税務課長(坂 昌美) 減額ですので、それぞれの対象者の世帯については、減額という形になると思ますので、議員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、議案第75号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで、討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第76号 紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第6、議案第76号、紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第76号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで、討論を終わります。

これから、議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第77号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第7、議案第77号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第77号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで、討論を終わります。

これから、議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第78号 和歌山県市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について

○議長（美野勝男） 日程第8、議案第78号、和歌山県市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第78号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これです、討論を終わります。

これから、議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第79号 指定管理者の指定について

○議長(美野勝男) 日程第9、議案第79号、指定管理者の指定について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番(桐山尚己) 今般の指定管理者選定委員の中に、今回の指定団体として上程されている自然の世界社との関係が深い会社の理事を直前までされていた方がいらっしやったということではありますが、執行部としては、公平公正に選定が行われたというふうに確信をされておりますか。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長(美野勝男) 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、桐山議員の御質疑にお答えいたします。

町といたしましては、今回の選定に当たっては、適正に行われたというふうに理解をさせていただきます。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) 3番、桐山尚己議員。

○3番(桐山尚己) 今回はですね、第三者から疑念を抱かれてもおかしくない状況ができてしまっていたということは否めないというふうに思います。

この点について、今後に向けた当局の考えを伺います。

○議長(美野勝男) 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 桐山議員の再質疑にお答えいたします。

先ほども言いましたけども、今回の選定法については、適切であったというふうには考えてございますけども、今後、選定委員の選任等に関しては、任命する段階で、利害関係等確認していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） かじか荘については、旧の美里町の時代からの施設で、ここが閉鎖されると、大変、地域において、マイナスというんですか、要するに火が消えたというふうな状況になっていくかというふうに思われます。これについては、町も引き続き運営をしていくということについてのことで、それは大変評価します。ただ、この後また出てきます債務負担行為で、これが通った後なんでしょうけれども、新しい債務負担で、957万で毎年指定管理料渡していくということになっております。以前は、1,000万を超える、その前のあれは指定管理の前ですね、ここでもやっぱり2,000万余しの金額が必要であったかというふうに思うんですね。ただし、それであったとしても、雇用してる人の人件費、または、使っている灯油ですね、これについて、町内の業者を利用するというので、結局、町が払うお金が紀美野町に落ちるということで、それについては、評価するところでありますから、その点については、問題ないかというふうに思います。ただ、今回、このように900万というふうな状況になってまいりますと、この運営上、支障が出てこないのかどうか、それが、働く雇用のところに影響が出たりとか、そういうふうな点はどういうふうに評価されて、この自然の世界社ですか、というところに指定管理者として指定されたのか、その辺について、お聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

（企画管財課長 中前貴康 登壇）

○企画管財課長（中前貴康） それでは、私のほうから、美濃議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、指定管理料がなぜ減額になったのかということと、それで大丈夫かということ

でございます。

それにつきましては、かじか荘におきましては、令和2年度にまず省エネ化事業の実施をしてございます。また、令和3年度には、本館の解体事業を実施しており、現在の形で運営をしてございます。そういった経緯から、令和6年度からの指定管理料につきましては、施設の管理面積の減少などにより、現状に即した指定管理料の見直しを行いました。かじか荘、毛原オートキャンプ場の運営に関して、管理をお願いする業務部分に、必要となる指定管理料を積算した結果により、令和5年度までの指定管理料と比較しまして、年間195万3,810円が減額になったということでございます。

また、今回、指定管理者として、今回上程させていただいている自然の世界社さんにおかれましても、収支計画におきまして、この指定管理料で大丈夫ということで、計画の中でも収益が出るということございまして、また、ヒアリングの中でも、人件費等についても、対応していこうということを取り行っておりますので、適切な指定管理料であるものと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

- 議長(美野勝男) 11番、美濃良和。
- 11番(美濃良和) それでは、この957万という指定管理料については、町のほうから示したという数字なんですか。それについては、施設がああいうふうに旧館を撤去したりとか、狭めている関係で、これでいけると、そういうふうに、人の数はどうなります。結局、人件費に関するところが大きくなるかというふうに思いますけど、今の答弁でも、施設を減らした、狭くしたということは、人件費、人がその分、減らしても大丈夫と、そういうふうなことに考えられてるわけですか。その辺はどうでしょう。
- 議長(美野勝男) 中前企画管財課長。
- 企画管財課長(中前貴康) それでは、私のほうから、美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今回、応募した際に、人件費を減らすのか減らさないのかというか、施設に対して、適正な利用者の方に迷惑がかからない人員の確保をしていただけるということで、確認ができてございます。

以上です。

それから、957万円につきましては、こちらから、かじか荘をお願いする管理業務の部分と、それからかじか荘の指定管理者さんが行う自主事業分ということで、管理業

務部分について積算した結果をこちらから募集要項なり、仕様書なりに提示したものでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。
これから議案第79号に対し、討論を行います。
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで、討論を終わります。
これから、議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第80号 指定管理者の指定について

○議長（美野勝男） 日程第10、議案第80号、指定管理者の指定について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） 山の家おいしのほうの指定管理については、引き続き従前の管理団体にやっていただくということではありますが、山の家おいしの運営に関しては、生石高原がススキの名所であるということから、閑散期と繁忙期の差が相当大きいと、ススキの時期には本当に多くの方がいらっしゃる。一方で、そうではない時期は、ある意味閑散としているという時期もあるということ、そんな中で、繁忙期については、対応し切れてないというような指摘が過去にもあったかと思えます。駐車場の案内であったり、管理であったり、山の家のおいしの営業そのものについても、やはり、相当な

数いらっしゃるお客様に対して、十分、対応し切れていないというところが課題であったかというふうに認識しております。この点について、現事業者さん、今後も継続されていくことになる事業者さんのほうからは、改善の提案等はあったのでしょうか。あれば、その具体的な内容について、簡単に御説明いただければと思います。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長 (美野勝男) 吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長 (吉見将人) それでは、桐山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

実際に生石山は、9月、10月、11月、非常に大きな人出でございまして、その中で、駐車場が少ない問題、それから、店舗が小さいため、そこに入るお客さんに制限がかかるという状態となっております。そのまず駐車場なんです、大草原保存会のほうからは、その期間だけでも、誘導員を設置できたらなという提案はございました。ただ、駐車場自体が、人が入れない、車が入れない状態に誘導員を置いても、それ以上パイが膨らまないから、ということでございますので、現在のところ、その辺について、また今後県とか、道の部分の駐車場にするとか、そういったことについては、紀美野町側で考えていきたいと思っております。

それから、店舗への入店なんです、これはちょっと今のところ、どうもしようがない状態でございます、お客様が外で待っているという状態であったりとか、外へ持って食べにいったりとかするような感じでございます。それに関しては、今のところ、今後どういうふうにするかという具体的な提案は、今のところはございませんでした。

以上でございます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長 (美野勝男) 3番、桐山尚己議員。

○3番 (桐山尚己) 駐車場にしても、山の家おいしの店舗運営にしても、現状、課題があると、将来しっかりと対応していかなければならないと、これには、町がちゃんと主体となって、考えていくというお答えであったというふうに認識しております。その点はしっかりやっていただきたいというふうに思います。

一方で、管理をしていただく団体については、高齢の方が中心になっておられるというふうに聞いておりますが、今後、5年間というある意味長い期間、現場は特に繁忙期

は大変な状況であるわけですから、そういった方を中心にやっていたということに対して不安がちょっとあると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人） 確かに、実際に店の直接運営されてる方は御高齢という形になってございまして、ただ、そのメンバーといいますのは、ちょっと今データはないのですが、当時、最近21名、今、現在おられると思います。その中で、若い方も入られておりますし、今後、この5年間の間に、うちも問題としてございまして、後継者、店、店舗運営をできる後継者を育ててくださいということでしておりますし、今の代表の理事の方も、それは問題視してますので、育てていくということになってございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

2番、中原和也議員。

（2番 中原和也 登壇）

○2番（中原和也） 質疑させていただきます。

以前、産建のほうで、生石山のほうに研修、視察に行かせていただいたときに、ちょっと水の問題が、かなり深刻やということだったんで、こういう指定管理を決める際には、当然そういうことをいろいろ考えて、やられてるとは思うんですけども、その点どう改善されたのか、まだ報告は聞いてないので教えてください。

（2番 中原和也 降壇）

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

（産業課長 吉見將人 登壇）

○産業課長（吉見將人） それでは、中原議員の御質疑にお答えさせていただきます。実際は、水源の問題にその水源に水があるかというところが問題となってございます。先日から機械の不具合とかがあって、うちからまたその機械を確認したり、させていただいておりますが、また、もとの水源についてですね、水が入るように、水源地となっている小さな川があるんですが、そこで水がたまって、そこに水が入るように、適時、土を取り除いたりということで、今は解消はしてございます。今のところは、水は十分足りているような状態となっております。

以上でございます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長 (美野勝男) 2番、中原和也議員。

○2番 (中原和也) そうというような措置を今後、町がやっていくのか、それともこの指定管理者がやっていくのか、後継者を見つけていくっておっしゃってますけども、すぐ見つかるものでもないと思うし、育てればすぐできるとは思わないで、ただ、水というのはとても大切なので、その水源地を今後、誰がどう守っていくか、というところを明確に教えてほしいです。

○議長 (美野勝男) 吉見産業課長。

○産業課長 (吉見将人) 指定管理で相手の指定管理を受けていただけたところとの間で、どこまで管理の義務があるかっていうことがあります。指定管理の中では、その施設の運営であったり、塩素を入れたり、それから、ポンプが止まってたら動かしにいたりということは、事業者側、指定管理者側で受けていただいております。ただ、施設が壊れたり、ポンプがおかしくなったというのは、それは、当然行政側の仕事でございますので、水源については、役場の職員が対応しております。ただ、指定管理をしていただいているところも協力して、一緒の自分の施設だと思うつもりで、土取りに来てくれたり、いろんなことを一緒になってやってるというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 (美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

4番、藤井基彰議員。

(4番 藤井基彰 登壇)

○4番 (藤井基彰) それでは、私のほうから1点だけ確認お願いします。

指定管理の選定に当たって、町としては、生石高原を観光地、商業施設化したいのか、それとも自然のままあまりちょっと言葉よく分かりませんが、あまりにも人が多いのもこれはこれとして困ると、そういう考えなのか、町長はどういうお考えで今回指定管理に対してお話をされてるのでしょうか。お願いします。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長 (美野勝男) 暫時休憩します。

休 憩

(午前11時51分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 52 分）

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

（産業課長 吉見将人 登壇）

○産業課長（吉見将人） それでは、藤井議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回、指定管理の議案ということでございます。その指定管理の議案の中で、まず条例の中で、設置目的というのがございます。設置目的と申しますのは、県立自然公園生石で、豊かな自然環境を活用し、快適な憩いの場を提供することにより、登山者の健康増進と様々な交流による町の活性化を図るとともに、生石高原県立自然公園の秩序、管理に供するため、山の家おいしを設置してございます。

そういったことから、両方の意図があるのですが、まずはやっぱり、生石高原というのを守っていただくというのがまず大前提になります。そういったことから、大草原保存会の方が、地道な草刈りであったり、ごみ拾いであったり、そういったことをしていただく、そういったところは非常に大きいものがあるかと考えてございます。

以上でございます。

（産業課長 吉見将人 降壇）

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

8 番、北道勝彦議員。

（8 番 北道勝彦 登壇）

○8 番（北道勝彦） 指定管理費まで払って赤字事業せんでも、町が経営したら赤字になると思いますけど。それで、僕はこの委託事業に反対いたします。生石山管理、これが今言ってもいいの。いっつも僕は山へしょっちゅう行くけど、道にスキが生えて通れないときもあるんでよ。

○議長（美野勝男） 北道議員に申し上げます。

今、生石山の指定管理についての。

（8 番 北道勝彦 降壇）

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

(午前 11 時 55 分)

再 開

○議長 (美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 55 分)

○議長 (美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第 80 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

8 番、北道勝彦議員。

(8 番 北道勝彦 登壇)

○8 番 (北道勝彦) 指定管理ということで、委託してますけど、町が経営すれば委託料も要らんし、黒字になると思います。だから、この委託に関して、反対いたします。

(8 番 北道勝彦 降壇)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで、討論を終わります。

これから、議案第 80 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (美野勝男) 起立多数です。

したがって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第13 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第14 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（美野勝男） 日程第11、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてから、日程第14、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまで、4件を一括議題とします。

諮問第1号から、諮問第4号については、質疑及び討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、質疑及び討論は省略することに決定しました。

これから、議会の意見をまとめます。

お諮りします。

諮問第1号から諮問第4号については、いずれも、適任として答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第4号については、いずれも適任として答申することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時58分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時28分）

◎日程第15 議案第83号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（美野勝男） 日程第15、議案第83号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（7号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

7番、七良浴 光議員。

(7番 七良浴 光 登壇)

○7番(七良浴 光) おはようございます。

予算に関する説明書の8ページ、2款1項11目防災諸費の中で、10節需用費94万9,000円、印刷製本費ですが、総務課長さんの説明の中では、災害記録誌作成費用との御説明でありましたが、その内容を少し詳しくお願いしたいと思います。

(7番 七良浴 光 降壇)

○議長(美野勝男) 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、私のほうから、七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

予算に関する説明書の8ページでございます。

2款1項11目防災諸費の10節需用費の印刷製本費94万9,000円でございます。これにつきましては、去る6月2日の豪雨によりまして、災害が起きました。その災害記録を残して次へつなげていくというための、災害記録冊子の印刷製本費として、94万9,000円を計上してございます。

内容につきましては、写真であるとか、そういった今回の災害の文書といった形で思っております。一応部数が130部を予定しておりまして、その印刷製本費に係る費用でございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) 7番、七良浴 光議員。

○7番(七良浴 光) ただいま、総務課長から御説明あったんですが、写真等を掲載するというお話でしたが、災害状況等については、全て役場が写真等を把握してるわけではないと思いますが、一般町民の方にもそういう写真の提供等お願いしていく考えはあるのですか。

○議長(美野勝男) 坂総務課長。

○総務課長(坂 詳吾) 七良浴議員の再質疑にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおりでございますので、現在、広報誌におきまして、住民の方々がそういう写真とかを持ってられる方は提供お願いしたいということで、お願いを

している状況でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第83号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第92号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（美野勝男） 日程第16、議案第92号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第92号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第84号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(美野勝男) 日程第17、議案第84号、令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 予算に関する説明書の25ページ、ここで、国庫支出金で、国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、4万2,000円が歳入されて、また、それに関してでしょうか、26ページの総務費、1款2項1目賦課徴収費で電算システムの改修委託料として110万ということになってます。これについての説明もお願いしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長(東浦功三) 美濃議員の御質疑の中で、歳入3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金の4万2,000円の件について、御説明をいたします。

この4万2,000円の国庫補助金につきましては、令和6年秋に健康保険証の廃止について、国によって進められております。その件につきましては、マイナンバーカードとの保険証との一体化のメリット等を周知することと併せて、国民皆保険の観点からも、資格確認証のことについて、周知、徹底を国のほうから要望されております。それに従いまして、広報またホームページ、それからチラシ等によって周知をするための経費として、全額国のほうから補助されるというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) 坂税務課長。

(税務課長 坂 昌美 登壇)

○税務課長(坂 昌美) それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

予算に関する説明書の26ページの1款2項徴税费、1目賦課徴収費の委託料の電算システム改修委託料の110万円については、令和6年1月から施行の産前産後期間の国民健康保険税の免除措置に伴う電算システムの改修費用として計上させていただいているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます

(税務課長 坂 昌美 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) いずれも予算に関する説明書なんですけれども、25ページの国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費の補助金でございますけれども、4万2,000円、これが周知をするための予算なんだということで、国から来て、歳出では、これが印刷製本費となってるのかなというふうに思うんですが、26ページの一般管理費の中の需用費の印刷製本費になってるのですか。どういうふうなことで、周知ということについて、4万2,000円ですけれども、これどのようなことをするということになるわけですか。

○議長(美野勝男) 東浦住民課長。

○住民課長(東浦功三) 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

おっしゃるとおり、歳出の1款1項1目10節の需用費、印刷製本費に充当されるものでございます。

その中で、広報の掲載について2万1,000円分、それから、チラシ、これは次の保険証の更新時に保険証を送付する際に、そこに一緒に同封して、周知するためのチラシの作成で2万1,000円という形になっております。

以上でございます。

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) こういうことで、広報とチラシで周知徹底をするということでございますけれども、これで、来年度からというふうなことに、今、国のほうは進めているようなんですけれども、この今のこの時間的なものについては、どうなんですか。来年度を見越したそういうことをしようとされてるわけですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 美濃議員の再々質疑についてお答えいたします。

国からは、来年度秋と、令和6年秋ということ以外、私どももはっきりした時期は決まってないという形で、いつからというのは、まだ知らされてはおりません。ですが、来年度秋に保険証を廃止というお話でございます。それに基づきまして、今年度中にいつも国保の場合、3月に次の年度の、次の保険証の更新時期でございますので、そのときに、来年度、皆さん、被保険者の皆さんが混乱しないように、こういう制度になるということを周知するために、そのチラシをそこに入れて、周知する費用として2万1,000円、それから、広報によって周知するための費用で2万1,000円、合わせて4万2,000円の計上をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第84号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 私のほうから、この国民健康保険事業の特別会計予算に対しまして、反対の討論を行いたいと思います。

今、説明もいただいたんですけども、国のほうから社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、4万2,000円が歳入されて、それが一般管理費の中の需用費として、広報あるいはチラシ等で、マイナンバーカードを使っていくと、そして、国民健康保険、そういうふうな制度について変えていくということについての説明がございました。今、我々が、この使ってる保険証、これは、30年でしたかね、もっとなりますね、制度を使ってるわけでございますけれども、それで、何ら支障なくきてるわけでありまして。ここで、マイナンバーというふうなカードにしていくということでございますけれども、そのことについて、今、カードの読み取り機、カードリーダーがうまく働かなかったとか、いろんな問題が起こっています。

また、それについての出でいく診療所あるいは医院での出費等もございまして。そうい

うふうなことで、あえて、問題のないものを変えていくということについては、やはり、余計に支障が出るんですね。やってよいものならばいいんですけども、支障が出てるような状況の中で、こういうふうな制度の改正というのは、問題あると思います。そういうふうなことで、いろいろプライバシー等の問題もございますけれども、今、この予算に上程されている社会保障・税番号制度システム整備費の補助金、それから、印刷製本費ですね、広報、チラシ等に使われるこの予算に反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第85号 令和5年度紀美野国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長（美野勝男） 日程第18、議案第85号、令和5年度紀美野国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第85号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第86号 令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男） 日程第19、議案第86号、令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第86号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第87号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（美野勝男） 日程第20、議案第87号、令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) これは、予算に関する説明書でございますけれども、歳入で、38ページ、7款1項4目の事務費繰入金です。これについては、127万3,000円、事務費繰入金として歳入されています。歳出では、その下の総務費1款1項1目の一般管理費で、その他ということで、歳入されてる127万3,000円かなというふうに思うんですが、これについて、どのような繰入金であるのかお聞かせいただきたいと思っております。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦) それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

予算に関する説明書の38ページの7款1項4目事務費繰入金127万3,000円でございます。この部分については、人事院勧告に伴う一般管理費の職員給の人件費の増額及び電算システム改修委託料は121万なんですが、その2分の1が補助されますが、残りの60万5,000円については、事務費として一般会計から繰り入れるものでございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長(美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第87号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第 87 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 88 号 令和 5 年度紀美野町のかみふあい公園運営事業特別会計補
予算(第 2 号)について

○議長(美野勝男) 日程第 21、議案第 88 号、令和 5 年度紀美野町のかみふれ
あい公園運営事業特別会計補正予算(第 2 号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第 88 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 22 議案第 89 号 令和 5 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)について

○議長(美野勝男) 日程第 22、議案第 89 号、令和 5 年度紀美野町農業集落排
水事業特別会計補正予算(第 2 号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第89号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第90号 令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号) について

○議長(美野勝男) 日程第23、議案第90号、令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 予算に関する説明書の52ページの歳出で、衛生費の簡易水道費、1款1項2目の作業費ですね、このところで、修繕料が200万円ということになっております。この時点で、この200万の修繕をするということについて、どのような状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長(長生正信) 予算に関する説明書52ページの1款1項2目作業費の修繕料200万円の増額の補正について、御説明させていただきます。

この修繕料につきましては、どこで今現在使用するかというわけではございません。これ修繕料といいますのは、漏水等緊急の場合の対応の予算でございますので、今年度は6月の災害以降、前半に修繕料を多く必要といたしまして、残額が少なくなっており

ます。例年でいきますと、今年度は、暖冬というふうに言われておりますが、例年２月頃には、一度、二度寒波が訪れ、そこでかなり修繕料が発生しておりますので、そういうことを見越した額を計上させていただいたという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第９０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第９０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 議案第９１号 令和５年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（美野勝男） 日程第２４、議案第９１号、令和５年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第２号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第９１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これでは討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議第3号 現行の健康保険証を存続させることを求める意見書案について

○議長(美野勝男) 日程第25、発議第3号、現行の健康保険証を存続させることを求める意見書案について、議題とします。

提出者、美濃良和議員。説明を求めます。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) それでは、私のほうから、現行の健康保険証を存続させることを求める意見書案について、提案の説明をさせていただきます。

今、国のほうでは、来年度秋からいよいよ、現在の健康保険証を変更されていくというふうなことで言われておりますけれども、現時点で、マイナンバーカードを使った方がなかなか読み取り機で使えなくて、家へまたもう一度前の保険証を取りに帰ると、そういうふうなことがあったようであります。また、診察、診療してくれる医院においても、いろんな煩わしいこと、また、お金の問題から、ずっとそういうふうなマイナンバーカードの読み取り機を置かないというふうに言われてる医院もあるように聞きます。

何にしても、このマイナンバーカードというのは、もともとおかしなもので、本来ならば、何ら支障なかった現行の制度を変えていくと、そして、多くの皆さん方が指摘されてるように、いろんなそれぞれの個人情報が出てしまう。今まででも、たくさんところでそういう問題起こってきています。そういうふうなことから考えて、何ら支障のない現行の制度を変える、そういうふうな必要もなければ、そのための予算を使う必要もないというふうに考えます。そういうふうなことで、現在の健康保険証を存続させ、これを利用していくことを私は求めていかなければならないというふうな考え、この提案をさせていただきます。

提出者は、私、美濃良和。そして、賛成者には、埴谷高夫議員、桐山尚己議員です。

時間的な関係から、私のほうで、この意見書の案を読み上げたいと思います。

現行の健康保険証を存続させることを求める意見書。

政府は2024年秋に、現行の健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した、いわゆるマイナ保険証への一本化を進めている。しかし、マイナンバーカードをめぐる、別人が登録されたケースや、医療機関に設置されている顔認証つきカードリーダーが作動しないなどのトラブルが続出し、国民と医療機関に大きな不安が広がっている。

このような中、国民の不安が払拭されないまま、廃止時期だけが迫っている状況となっており、政府は、マイナンバーカードを取得しない方に対し、当分の間、健康保険証の代わりとなる資格確認書を一律に発行する方針を明らかにしている。

しかしそれは、現状の健康保険証と何ら変わるものではなく、無駄な投資と言える。さらに、マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、健康保険証の廃止には、マイナンバーカードの取得を強制させるものとなる。

よって、政府に対し、国民がこれまでどおり安心して医療を受けられるよう、現行の健康保険証を廃止するのではなく、存続させることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上でございます。

提出先は、下にありますように、内閣総理大臣、総務第大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣宛てでございます。

どうぞ皆様方の御賛同よろしくお願ひ申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから発議第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

4番、藤井基彰議員。

(4番 藤井基彰 登壇)

○4番(藤井基彰) それでは、私のほうから、反対の立場から討論いたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するいわゆるマイナ保険証については、現在、誤登録や、読み取り不具合などのトラブルが発生していることは承知しております。国民の間に不安が広がっていることも事実であります。

しかしながら、保険証の代わりに資格確認書について、有効期限を5年以内に設定される考えの下、デジタル技術の活用から、目を背けることなく、ひもづけの総点検や、修正作業をしっかりとやっていただき、不安払拭に取り組んでいただきたいという思いから、本案に対する反対討論といたします。

以上です。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 国民の疑念が払拭されていないというのは、藤井議員がおっしゃったように今でも残っているわけで、多くの国民がこのマイナ保険証に不安を抱いております。それは、カード情報というのは、誤登録というのは避けられないのです。誤登録をした場合に、非常に大きな影響がある。間違った薬を出される、間違った診療をされる、こういうふうなことが起こりかねないんです。命の危険に対する問題だと思います。また、情報漏れというのは必ずあります。これは、今、こういうカードを作りますと、落としたときにどうなるか。落としたら情報が読まれます。そしたらそれは、悪い人にとっては、悪用される危険も大きいわけです。今、こういう必要がない。必要とされることはないのにもかかわらず、カード会社がもうかるんでしょ。大きな会社がもうかるんでしょ。そういうことで、これをやろうとしてる。私は、マイナンバーカードの、マイナ保険証の推進に反対する見地で、これに賛成いたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

1番、徳田拓嗣議員。

(1番 徳田拓嗣 登壇)

○1番(徳田拓嗣) 現行の健康保険証を存続させることとなりますと、システムのやり直しなど、多大な人件費と時間がかかるのが必然です。それと、私は、公明党の議員であり、自民党、公明党が連立政権する中で、現在の政府においての真逆の執行の

意見書であることから、反対討論いたします。

(1 番 徳田拓嗣 降壇)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

1 1 番、美濃良和議員

(1 1 番 美濃良和 登壇)

○1 1 番 (美濃良和) 私は、この意見書に対して、賛成の立場から討論を行います。

何にしても、何ら支障のないそういうふうな現在の保険証の制度、それを変えてわざわざカードにやっていくということについては、先ほど、埴谷議員も言われたように、そういうふうなもうかる人があるからというふうなことが当然考えられます。そのほか、プライバシーがどうなっていくのかということについては、いろいろと多くの方々心配されてるところであるかというふうに思います。何にしても、そういうふうな点から、必要でないもの、またそれによって、いろんなトラブルも起こってる状況の中で、これは、考え直すべきだというふうに思います。

また、先ほど、賛成討論者の中で、ここまで来たら金が要ってるからというふうなことの討論もございましたけれども、今まである制度を元に戻すほど、現在動いているんですね。これは何もお金がかかるものではないというふうに思います。ですから、新しい制度をつかって、新しいやり方をすれば金が要りますけれども、現行の制度に戻すじゃなくて、現行の制度のままやるということについては、何ら支障がない。そういうふうなことから、この意見書は、当然、賛成されるべきだというふうに思います。

以上のことで、私の賛成討論といたします。

(1 1 番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

3 番、桐山尚己議員。

(3 番 桐山尚己 登壇)

○3 番 (桐山尚己) では、賛成討論を行います。

このマイナンバーカードは、もともと任意ということで始められましたが、任意であるといいながら、健康保険証とひもづけることにより、さらには、現行の健康保険証を廃止することにより、どんどんと国民の選択肢が狭められていき、半ば強制されると、

マイナンバーカード取得を強制されるということにつながっていくと思います。

健康保険証だけでなく、運転免許証であるとか、その他のいわゆるIDカードになるようなものと、どんどんどんどん一体化されていくということにつながっていくと思います。これは任意ではなくなるということでもあります。

以上の理由により、本案に賛成をいたします。

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（美野勝男） 起立少数です。

したがって、発議第3号は否決されました。

◎日程第26 発議第4号 带状疱疹ワクチンの助成を求める意見書案について

○議長（美野勝男） 日程第26、発議第4号、带状疱疹ワクチンの助成を求める意見書案について、議題とします。

提出者、徳田拓嗣議員。説明を求めます。

（1番 徳田拓嗣 登壇）

○1番（徳田拓嗣） それでは、議員提出議案、発議第4号を御覧ください。

発議第4号、令和5年12月12日、紀美野町議会議長、美野勝男様。

提出者、紀美野町議会議員、徳田拓嗣。

賛成者は紀美野町議会議員、上柏皖亮、北道勝彦、埴谷高夫、七良浴光、伊都堅仁、藤井基彰、向井中洋二、美濃良和、以上8名であります。

带状疱疹のワクチンの助成を求める意見書。

上記の議案の別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出理由について申し上げます。

帯状疱疹は、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや、後遺症として痛みなど、症状が残るケースもあります。帯状疱疹の発症の予防のために、ワクチンが有効とされますが、費用が高額になることから、接種を諦める高齢者も少なくありません。このため、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、帯状疱疹ワクチンの助成制度を創設することを求め、国に対して、本意見書を提出するものです。

それでは、1枚めくり、1ページの意見書案を朗読いたします。

帯状疱疹ワクチン助成を求める意見書。

帯状疱疹は、過去、水疱に罹患した者が、加齢や疲労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する帯状疱疹ウイルスが再発し、発症するものである。日本人では50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや、後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。この帯状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされるが、費用が高額になることから、接種を諦める高齢者も少なくない。帯状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く帯状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われている。

よって、政府においては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性を早急に確認し、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛て。

以上であります。

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから発議第4号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） では、反対討論を行います。

まず、帯状疱疹は、日本人の9割以上の体内に潜んでいる帯状疱疹ウイルスが、免疫力が著しく低下した際に活性化し、それが原因で発症すると言われています。

そして近年、特にここ2、3年ほどで急激に帯状疱疹の発症者が増加してきています。つまり、これは、多くの日本人の免疫力が低下していることを意味しています。

日本人の約8割が過去3年間で、新型コロナワクチンを2回以上接種しています。この遺伝子ワクチンとも呼ばれるメッセンジャーRNAワクチンは、中長期の安全性が一切確認されることなく、国費で8割の日本人の体内に入れられたわけですが、日本、そして世界の多くの専門家によって、免疫抑制、つまり、免疫力の低下を招くことが指摘されています。

現上皇陛下の手術を担当され、天皇の執刀医として知られる順天堂大学医学部特任教授の天野篤医師も、コロナワクチンの影響で、免疫機能に狂いが生じている人がいると発言されています。実際に、この小さな紀美野町、そして、私の知る狭い範囲内においても、多くの方々がコロナワクチン接種後に帯状疱疹を発症されています。

本来であれば、免疫力そのものを高めるべき努力をすべきであるにもかかわらず、ワクチンで免疫力を落とし、それをまた別のワクチンで対処しようとする。これは、本末転倒と言わざるを得ません。ワクチンが全てを解決してくれるような現在の風潮は、改められるべきであり、その意味からも、本案に反対いたします。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

4番、藤井基彰議員。

(4番 藤井基彰 登壇)

○4番(藤井基彰) それでは、私のほうから、賛成討論を行います。

今、皆さん言われていますように、帯状疱疹はこどものときにかかった水疱瘡のウイルスが体内に残っており、加齢、疲労、ストレスで発症し、50歳以上になると、発症率が高くなります。80歳までには、3人に1人がかかると言われています。身近な方も発症し、長く後遺症に苦しんでる声も聞きます。

生ワクチンや不活性化ワクチンによって予防が可能と言われています。しかしながら、一般的に2回接種するのですが、それぞれ1回が8,000円とも、2万円ともいわれ、高額になっており、皆さん困っています。

和歌山県では、国に先じて南部のほうで6市町が補助を行っている状況です。国のほ

うに対しましては、何とか助成金をお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長 (美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (美野勝男) 起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議員派遣の件について

○議長 (美野勝男) 日程第27、議員派遣の件について、議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

◎日程第28 閉会中の継続調査の申し出について

(総務文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(議会広報特別委員会)

○議長 (美野勝男) 日程第28、閉会中の継続調査の申し出について、議題とし

ます。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長(美野勝男) これで、本日の会議を閉じます。

令和5年第4回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午後2時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月12日

議 長 美 野 勝 男

議 員 向 井 中 洋 二

議 員 伊 都 堅 仁